

「前三項に」に、「外」を「ほか」に改め、同項を同条第四項とする。

第十条中「は、名誉職」を「には、給与を支給しないもの」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。

第十四条第一項第四号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

第十四条第二項中「外」を「ほか」に、「生活の指導」を「住民の福祉の増進を図るための活動」に改める。

第十七条第二項中「保護を要する」を「援助を必要とする」に、「作製を命じ」を「作成を依頼し」に、「指示」を「指導」に改める。

第二十四条第一項中「左の通り」を「次のとおり」に改め、同項第二号中「統制」を「調整」に改め、同項第三号中「当る」を「当たる」に改め、同項第五号中「互に励まし、研修及び修養」を「必要な知識及び技術の修得」に改める。

第二十五条中「総務」を「会長」に改める。

(生活保護法の一部改正)

第十三条 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、「左に」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「が収容された」を「を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した」に、「その収容」

を「当該入所」に、「の收容又はその者に係る当該介護扶助の」を「に係る入所又は」に改める。

第二十一条中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める。

第三十条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「收容し、又はこれらの施設若しくは私人の家庭に收容」を「入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護」に改め、同条第二項中「前項但書」を「前項ただし書」に、「收容を強制し得る」を「入所又は養護を強制することができ」に改める。

第三十一条第五項中「收容し、又は收容を委託して」を「前条第一項ただし書の規定により」に、「收容の」を「養護の」に改める。

第三十八条第二項中「欠陥」を「障害」に、「独立して日常生活の用を弁ずることのできない要保護者を收容して」を「日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて」に改め、同条第三項中「補導」を「生活指導」に、「收容して」を「入所させて」に改める。

第四十条第三項中「收容」を「入所」に改める。

第四十二条中「收容」を「入所」に、「明かにし、且つ」を「明らかにし、かつ」に改める。

第四十六条第一項第五号中「被收容者」を「入所者」に改める。

第四十七条第二項中「收容」を「入所」に、「当り」を「当たり」に、「取扱」を「取扱い」に改める。

第六十二条第一項中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「收容し、若しくは收容」を「救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護」に改める。

第七十条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号口中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「收容し、若しくは收容」を「入所させ、若しくは入所」に改め、同号ハ中「第三十条第一項但書」を「第三十条第一項ただし書」に、「收容し、又はその收容を適当な施設若しくは私人の家庭に」を「入所させ、若しくはその入所を適当な施設に委託し、又は私人の家庭に養護を」に改める。

第七十四条の二中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

第八十四条の三中「老人福祉法」を「身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の十第一項の規定により施設訓練等支援費の支給を受けて若しくは同法第十八条の規定により入所措置がとられて身体障害者療護施設に入所している者又は老人福祉法」に、「養護老人ホーム又は」を「養護老

人ホーム若しくは」に、「収容されている」を「入所している」に改める。

別表都道府県の項及び市町村の項中「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める。

(公益質屋法の廃止)

第十四条 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定並びに第四条、第九条及び第十一条(社会福祉施設職員等退職手当共済法第二条第一項第四号の改正規定(「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分及び「第五十七条第一項」を「第六十二条第一項」に改める部分に限る。))、同項第五号の改正規定(「社会福祉事業法第五十七条第一項」を「社会福祉法第六十二条第一項」に改める部分に限る。)

）及び同条第二項第四号の改正規定を除く。）の規定並びに附則第九条、第十条、第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定並びに附則第三十九条中国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二条第二項第二号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える改正規定 平成十三年四月一日

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十四条の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十條の規定、附則第四十一條中老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十五條の改正規定（「社会福祉事業法第五十六條第二項」を「社会福祉法第五十八條第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二條（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六條の改正規定を

除く。)の規定 平成十五年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会福祉事業法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正後の社会福祉法(以下「社会福祉法」という。)

第二条第三項第十二号に規定する福祉サービス利用援助事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成十二年法律第号)の施行の日から起算して三月」とする。

2 第一条の規定による改正前の社会福祉事業法(以下「旧社会福祉事業法」という。)

第二条第二項第六号に規定する公益質屋を経営する事業であつて、この法律の施行前に公益質屋が締結した質契約に係るものについては、当該契約に関する業務が終了するまでの間、社会福祉法第二条第二項に規定する第一種社

会福祉事業とみなす。

第四条 社会福祉法第四十四条第四項の規定は、平成十二年四月一日に始まる会計年度に係る同条第二項に規定する書類から適用する。

第五条 社会福祉法第七十二条第二項に規定する社会福祉事業の経営者（次項において「社会福祉事業の経営者」という。）であつて、この法律の施行の際現に契約により福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この条において同じ。）を提供しているものは、この法律の施行後、遅滞なく、当該福祉サービスの利用者に対し、社会福祉法第七十七条に規定する書面を交付しなければならない。ただし、この法律の施行前に同条に規定する書面に相当する書面を交付している者については、この限りでない。

2 社会福祉事業の経営者が、前項本文の規定に違反したときは、当該社会福祉事業の経営者を社会福祉法第七十七条の規定に違反した者とみなして、社会福祉法の規定を適用する。

第六条 社会福祉法第一百五十二条第二項及び第三項並びに第一百六条から第一百八条までの規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に寄附金の募集が行われる年の共同募金から適用し、施行日



前に寄附金の募集が行われた年の共同募金については、なお従前の例による。

(身体障害者福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四条の二第五項に規定する身体障害者相談支援事業（以下この条において「身体障害者相談支援事業」という。）を行っている国及び都道府県以外の者であつて、旧社会福祉事業法第二条第三項第三号に規定する身体障害者の更生相談に応ずる事業に係る旧社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出（以下この条において「更生相談事業に係る届出」という。）をしているものは、新法第二十六条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に身体障害者相談支援事業を開始したものが、施行日において、更生相談事業に係る届出をしていないときは、その者は、当該身体障害者相談支援事業を開始した日から一月間は、新法第二十六条第一項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができるとができる。

3 この法律の施行の際現に身体障害者相談支援事業を行っている国及び都道府県以外の者であつて、施行日前一月以内に更生相談事業に係る届出に関し届け出た事項に変更を生じたものが、施行日において、旧社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、新法第二十六条第二項の規定による届出をしないで、当該身体障害者相談支援事業を従前の例により引き続き経営することができる。

第八条 この法律の施行の際現に新法第四条の二第六項に規定する手話通訳事業を行っている国及び都道府県以外の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合には、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第 号）の施行の日から起算して三月」とする。

第九条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正後の身体障害者福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第四条の二第六項に規定する身体障害者生活訓練等事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合には、同項中「あらかじめ」とあるのは、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律